

 栗東市立 栗東西中学校

いじめ防止基本方針



栗東西中学校いじめ防止等対策委員会

目次

1. はじめに

2. いじめの定義

3. いじめの禁止

4. いじめ防止等のための組織

5. 学校全体としての取組

【学校の基本姿勢】

(1) いじめ防止のための取り組み

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対処

(4) 家庭及び地域との連携

(5) 関係機関との連携

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

7. いじめ防止等に向けての年間計画

8. ストップいじめアクションプラン

栗東市立栗東西中学校 いじめ防止基本方針

2025（令和7）年4月1日

栗東市立栗東西中学校 学校長 松浦 透

栗東市立栗東西中学校 学校いじめ等防止対策委員会

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、それぞれの生徒が自己存在感や自尊感情を高められるような取り組みを行うとともに、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。また、外見的にはけんかやふざけ合いのようであっても、いじめられている生徒の感じる被害性による見極めが必要である。

3. いじめといじめの容認の禁止

生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

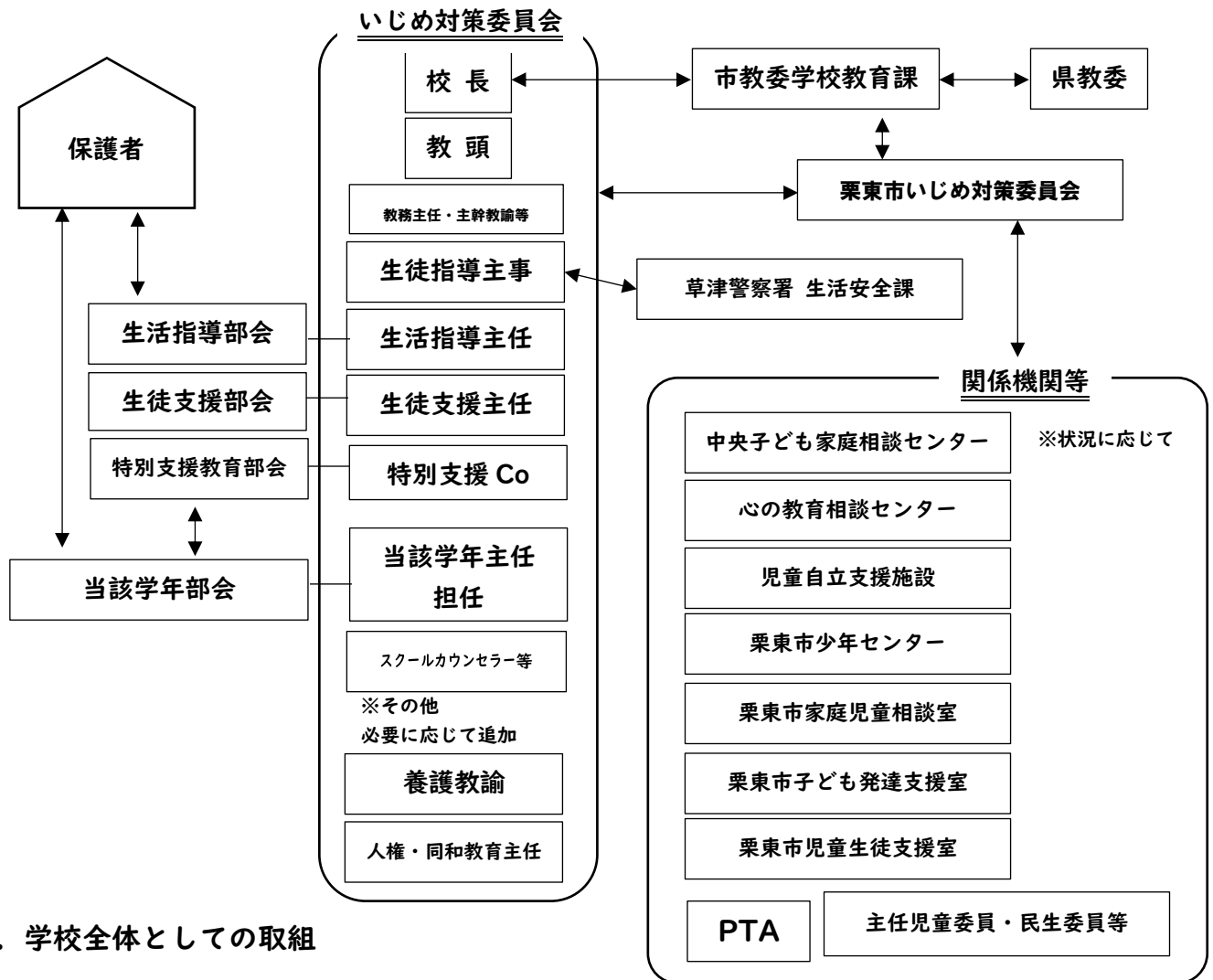
4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」は、いじめられた生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特

定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

《生徒指導体制》



5. 学校全体としての取組

【学校の基本姿勢】

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、市の「いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育および人権・同和教育等の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらに周辺の生徒やいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、事実関係を明らかにする。その後、いじめを受けた生徒へのケアやいじめをした生徒への適切な指導と支援を行う。

- ① 各担当部会の役割を明確にしながら、学校として組織的かつ総合的に対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をしながら、いじめの解決に向けた対応をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関からの助言や協力を得るために連携を図る。
- ④ 被害生徒およびその保護者による経過確認において、いじめの被害が繰り返されていないと判断される場合、当該いじめ事象は解消されたとする。ただし、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関係生徒の様子について日常的に注視をしていく。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ 「いじめ」を含めた人権に関する保護者向け研修会の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティーセンター、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等の周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

6. 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことを意味する。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などである。
- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。その際は、いじめ対策委員会を開催し組織対応をする。

*上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたり、市いじめ対策委員会が関係機関への要請など支援にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下の事項を明らかにする。

- ・いつから（いつ頃から）か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

7. いじめ防止等に向けての年間計画（令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」）

月	教職員・生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	○入学式 ○学級開き ■生徒指導全体研修会 □人権同和教育全体研修会	
5月	■学校生活アンケート ○修学旅行 ○2年勤労体験学習 □保護者懇談会 □人権同和教育学年別研修会 ■教育相談・アンケート	
6月	○ヒューマンタイム① ○質問・補充教室	
7月	○N B C 音楽祭 □三者懇談会	◇学校協議会 △愛のパトロール
8月	○質問・補充教室 ■生徒指導全体研修会 □人権ネット研修会	
9月	○N B C 体育祭 □人権同和教育学年別研修会	△ふれあい除草作業
10月	○ヒューマンタイム② ■学校生活アンケート □三者懇談会（3年）■教育相談・アンケート（1、2年）	（△研修会） （△地域連携）
11月	○生徒総会 ○交通マナーに関する情報交換会	
12月	○全校三者懇談会	◇学校協議会
1月	●■学校評価 □人権同和教育学年別研修会 ■学校生活アンケート	▲学校評価
2月	○ヒューマンタイム③	
3月	○卒業証書授与式	◇学校協議会
年間を通して	○生徒会委員会（毎月1回） ○生徒会あいさつ運動（週1回） ○□健康観察（毎日） ○校外学習（年1回（1、2年）） □スクールライフの点検・アドバイス（毎日） □ヘルメット着用強化週間の実施 ■ケータイ・スマホ人権教室（年1回（1年）） ■生活指導部会（毎週） ■生徒支援部会（毎週） ■人権・同和教育推進部会（毎週） ■特別支援部会（毎週）	△あいさつ運動（毎月1～2回）

□：教職員の取組や活動 ○：生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）

8. ストップいじめアクションプラン

わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

目指す学校・目指す子ども

いじめをしない、させない、見逃さない学校

子どものアクション

- 総合的学習の時間の「ヒューマンタイム」や学級活動の時間での人権に関わる学習等で、自分たちの思いや考えなどを共有する。
- 気持ちの良い挨拶や正しい言葉遣いができるようにする。
- 生徒会活動で、あいさつ運動でのコミュニケーション活動を活性化させるとともに、思いやりを持って学校生活ができるようなポスターや呼びかけなど、いじめ撲滅に向けて啓発活動をする。

家庭や地域のアクション

- 子どもの声をじっくり聴き、理解し、支える。
- いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝える。
- 子どもの安心できる居場所を作り、見守る。
- 地域で子育てを支え合う PTA 活動の促進や、子どもを支えるコミュニティー形成を進める。

教職員のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める。
 - ・生徒一人ひとりが居心地の良い、生き生きと活動できる集団づくりに努める。
 - ・基本方針や組織的な対応の具体について全職員で共有し、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 子どもの SOS を見逃さない。
 - ・担任による日常の観察はもとより、養護教諭やスクールカウンセラー、生徒支援担当者などとの情報交換を密にし、人間関係及び、言動の変化を見逃さないようにする。
- いじめを見逃さないシステムを機能させる。
 - ・いじめやいやがらせについてのアンケートをとり、定期的な教育相談に生かす。
 - ・保護者からの通報（学校が長らく気づけなかったもの）は情報収集に努め対応をする。

啓発・連携

現状(課題)

- ・教職員の生徒観察力や問題行動へのアンテナを高める必要がある。また、初期対応や事後の報告を徹底できるようにする。
- ・保護者や地域を巻き込んだ取り組みができていない。地域へ学校の情報を発信できる機会（PTA 総会・学校協議会・小学校区別保幼小中主任児童委員との懇談会・学校だより等）にいじめ問題とその取り組みについて知らせるようにする。